

# 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設

これまでトラブルの多かった賃貸管理業界を、より健全に発展させていくため、4月16日に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令」および「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。今回の改正では、従来任意であった賃貸住宅管理業務(賃貸住宅の維持保全、金銭の管理)を行う事業を営もうとする者の登録が、義務付けられることになりました。

## ■賃貸住宅管理業が登録制に

管理戸数 200 戸以上を対象とした本制度。次の項目が定められました。

### ①業務管理者の選任

事務所ごとに賃貸住宅管理の知識や経験を持った者(業務管理者)を配置する



### ②管理受託契約締結前の重説

具体的な管理業務の内容や実施方法等について、書面を交付して、重要事項の説明を行う



### ③財産の分別管理

家賃や敷金等を、管理者固有の財産とは分別して管理すること



### ④委託者への定期報告

管理業務の履行状況等を物件のオーナーへ定期的に報告する



## ■登録料や更新料金は？

登録に際して費用はかかりません。しかし、更新を受ける際には手数料として 18,700 円(オンライン申請なら 18,000 円)が必要となります。登録は 6 月 15 日より受付開始。

本制度に関する詳しい情報は国土交通省まで

[https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/fudousanjyounado/chintai/\\_index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/fudousanjyounado/chintai/_index.html)